



下水道計画変更について

令和7年 2月 5日(水)

①下水道事業を実施するには。

主に下記の赤枠1～4の手続きを実施することで、下水道事業が行えます。

下水道事業の実施の手続きは、次のように区分ができる。

- | | |
|----|--------------------------------------|
| 項目 | 1 基本計画(全体計画)の作成 |
| | 2 都市計画決定 |
| | 3 事業計画の策定(都市下水道事業については不要) |
| | 4 都市計画事業認可(都市計画事業として下水道事業を開始する場合に必要) |

実際の手続きの順序をまとめると次のようになる(事業主体が市町村の場合)。

- | | |
|--------|--|
| 手続きの順序 | ① 市町村原案の作成〈基本計画の作成〉 |
| | ② 都道府県下水道担当課、都市計画担当課との打合せ〈都市計画決定、事業計画〉 |
| | ③ 公聴会の開催等〈都市計画決定〉 |
| | ④ 都道府県下水道担当課、都市計画担当課へ計画案の提出〈都市計画決定、事業計画〉 |
| | ⑤ 計画案の縦覧〈都市計画決定〉 |
| | ⑥ 市町村都市計画審議会における審議〈都市計画決定〉 |
| | ⑦ 都計法第19条による計画案の知事協議(町村の場合、同意)〈都市計画決定〉 |
| | ⑧ 都計法第20条による都市計画決定の告示〈都市計画決定〉 |
| | ⑨ 事業計画の策定 |
| | ⑩ 都計法第59条による都道府県知事の都市計画事業認可〈都市計画事業認可〉 |

定期的な手続きの見直し

②R6に実施している手続き.

2-3 下水道事業を実施する場合の手続

下水道事業の実施の手続は、次のように区分ができる。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 基本計画(全体計画)の作成 | 令和6年度中に見直し予定 |
| 2 都市計画決定 | 令和7年度に都市計画決定予定 |

- 3 事業計画の策定(都市下水路事業については不要)
 4 都市計画事業認可(都市計画事業として下水道事業を開始する場合に必要な)

実際の手続の順序をまとめると次のようになる(事業主体が市町村の場合)。

- ① 市町村原案の作成(基本計画の作成)
- ② 都道府県下水道担当課、都市計画担当課との打合せ(都市計画決定、事業計画)
- ③ 公聴会の開催等(都市計画決定)
- ④ 都道府県下水道担当課、都市計画担当課へ計画案の提出(都市計画決定、事業計画)
- ⑤ 計画案の縦覧(都市計画決定)
- ⑥ 市町村都市計画審議会における審議(都市計画決定)
- ⑦ 都計法第19条による計画案の知事協議(町村の場合、同意)(都市計画決定)
- ⑧ 都計法第20条による都市計画決定の告示(都市計画決定)
- ⑨ 事業計画の策定
- ⑩ 都計法第59条による都道府県知事の都市計画事業認可(都市計画事業認可)

将来的に取り組むべき下水道計画で、人口減少社会の到来などを踏まえ、概ね20~30年後の間で適切に設定することとされています。
【任意計画、下水道の手引き等で作成必須】

本計画は、村全体の下水道事業にかかる大枠(フレーム)を定めるものとなります。

下水道は、都市計画に定められるべき都市施設の一つであり(都計法第4条第5項、第11条第1項第3号)市街化区域については、都市施設として少なくとも下水道施設を定めるとされている(都計法第13条第1項第11号)

下水道の都市計画決定については、都市施設(処理場、管きよ等)の種類、名称、位置、区域を定める他、排水区域を定めるように努めることとされている(都計法第11条第2項、都計法施行令第6条)

都市計画法において定める事項となります。

出典:令和6年度 下水道事業の手引きp39抜粋

※都市計画審議会や決定告示は令和7年度予定。
 令和6年度より、都市計画決定図書を作成作業や関係機関協議に着手している。

③ 下水道計画の経緯について.

— 下水道計画の経緯 —

全体計画の策定、見直しは、昭和58年から平成31年の期間で、5回実施している。

都市計画決定(変更)は、昭和58年から平成31年の期間で、5回実施している。

年月	項目	面積	備考
昭和58年4月	全体計画策定	計画面積 1,261ha	
7月	第1回計画決定	面積 511ha	
9月	第1回下水道法事業計画	面積 170ha	
9月	第1回都市計画法事業認可	面積 170ha	
平成元年8月	全体計画見直し	計画面積 1,390ha	
9月	下水道法事業計画変更(第2回)	面積 349ha	
9月	都市計画法事業変更認可(第2回)	面積 349ha	
平成4年1月	計画決定の変更(第2回)	面積 923ha	
3月	下水道法事業計画変更(第3回)	面積 850ha	
3月	都市計画法事業変更認可(第3回)	面積 850ha	
平成9年12月	下水道法事業計画変更(第4回)	面積 850ha	年次の延伸
12月	都市計画法事業変更認可(第4回)	面積 850ha	
平成10年3月	計画決定の変更(第3回)	面積 1,264ha	
7月	下水道法事業計画変更(第5回)	面積 1,150ha	
7月	都市計画法事業変更認可(第5回)	面積 1,150ha	
平成12年度	全体計画見直し	計画面積 1,836ha	那珂町、ひたちなか市の一部を含む
平成13年3月	計画決定の変更(第4回)	面積 1,730ha	
平成14年2月	下水道法事業計画変更(第6回)	面積 1,313ha	
	都市計画法事業変更認可(第6回)	面積 1,313ha	
平成17年2月	下水道法事業計画変更(第7回)	面積 1,323ha	
	都市計画法事業変更認可(第7回)	面積 1,323ha	
平成20年11月	下水道法事業計画変更(第8回)	面積 1,491ha	
	都市計画法事業変更認可(第8回)	面積 1,491ha	
平成24年3月	下水道法事業計画変更(第9回)	面積 1,504ha	
	都市計画法事業変更認可(第9回)	面積 1,504ha	
平成26年3月	全体計画見直し	計画面積 1,836ha	
	下水道法事業計画変更(第10回)	面積 1,517ha	
	都市計画法事業変更認可(第10回)	面積 1,517ha	
平成29年3月	下水道法事業計画変更(第11回)	面積 1,489ha	
	都市計画法事業変更認可(第11回)	面積 1,489ha	
平成31年1月	計画決定の変更(第5回)	面積 1,590ha	
平成31年3月	全体計画見直し	計画面積 1,590ha	
平成31年3月	下水道法事業計画変更(第12回)	面積 1,453ha	
平成31年3月	都市計画法事業変更認可(第12回)	面積 1,453ha	
令和6年 月	都市計画法事業変更認可(第13回)	面積 1,453ha	(汚水)
令和6年 月		面積 170ha	(雨水)
令和6年 月	下水道法事業計画変更(第13回)	面積 1,453ha	(汚水)
令和6年 月		面積 170ha	(雨水)

●全国都市計画主管課長会議資料(平成8年11月)

下水道の都市計画決定について

建設省都市局都市計画課

下水道の都市計画については、平成6年6月の都市計画主管課長会議において、当面の取扱い方針を示したところですが、より適切な都市計画の策定と事務手続きの合理化・円滑化を図る観点から、都市計画に定める範囲等については今後は下記のとおり取扱うこととしたいので留意願います。なお、下記については最終的には都市計画決定権者の判断によるものであり、都市計画決定権者を拘束するものではありません。

(1) 都市計画に定める範囲について

下水道の都市計画は、市街化区域、市街化調整区域の区分に関わらず、排水区域等を定めることができる。

(2) 排水区域について

- ① 公共下水道の排水区域は、総括図(1/25,000以上)にその「概ねの区域」として表示することとし、計画図(1/2,500)に表示することは要しない。
- ② 流域下水道の排水区域については、計画書に接続される流域関連公共下水道を表示するものとする。計画図に表示する必要はない。
総括図には、流域関連公共下水道の排水区域を表示することで足りるものとする。
変更については、計画書に記載されている事項が変更される場合のみ行うものとする。

(3) 管渠の都市計画決定について

「下水管渠」について都市計画に定める範囲は以下をその目安とする。

- ① 下水排除面積が1,000ha以上の管渠
- ② 処理水を放流するための主たる管渠

なお、計画書には名称、位置を記載し、区域については計画図に表示することとする。

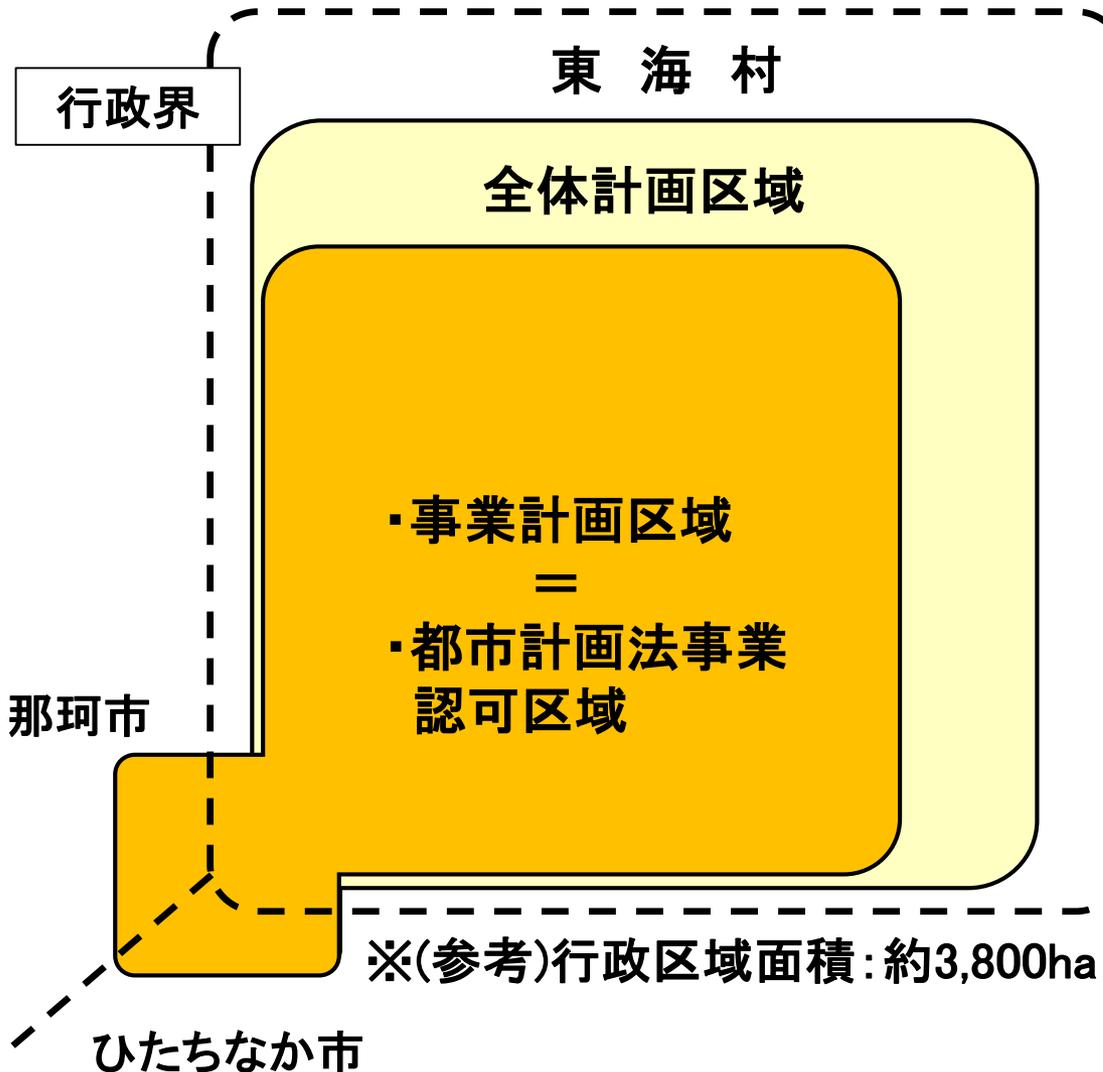
(4) その他の施設について

処理場等管渠以外の施設(以下、「その他の施設」という)は、計画書に名称、位置を記載することとし、区域については計画図で表示する。

ただし、都市計画決定する管渠から離れたその他の施設については、必要に応じ都市計画に定めるものとする。

今回の都市計画決定は上記(4)に該当する案件です。詳細は別頁(p8以降)で説明します。

④本村の現下水道計画の概念図.



全体計画区域面積: 1,590ha

将来的に取り組むべき下水道計画で、人口減少社会の到来などを踏まえ、概ね20~30年後の間で適切に設定することとされています。
【任意計画、下水道の手引き等で必須】

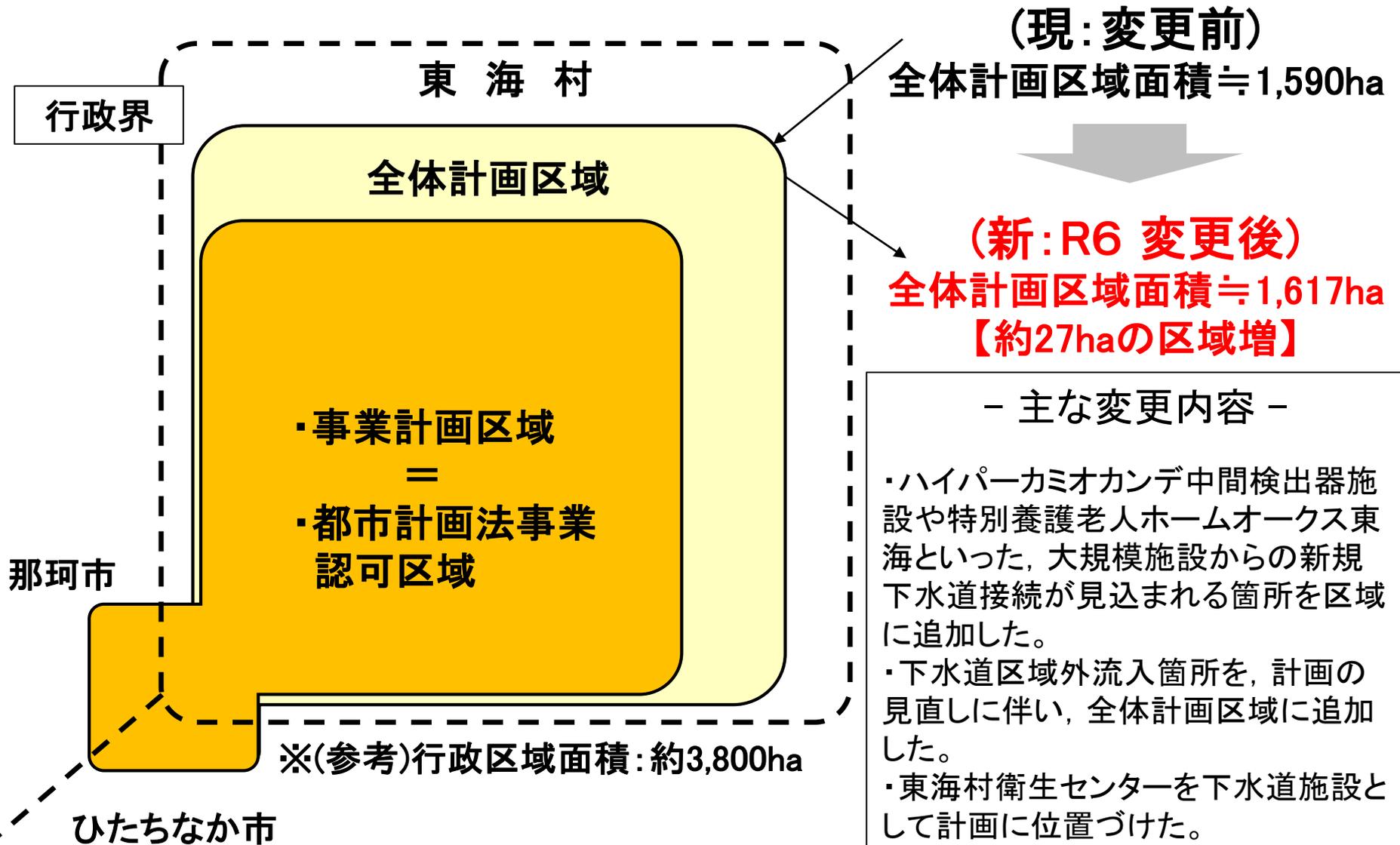
事業計画区域面積: 1,430ha

全体計画に定められた施設のうち、5~7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する必要があります。【下水道法第4条(公共下水道の場合)】

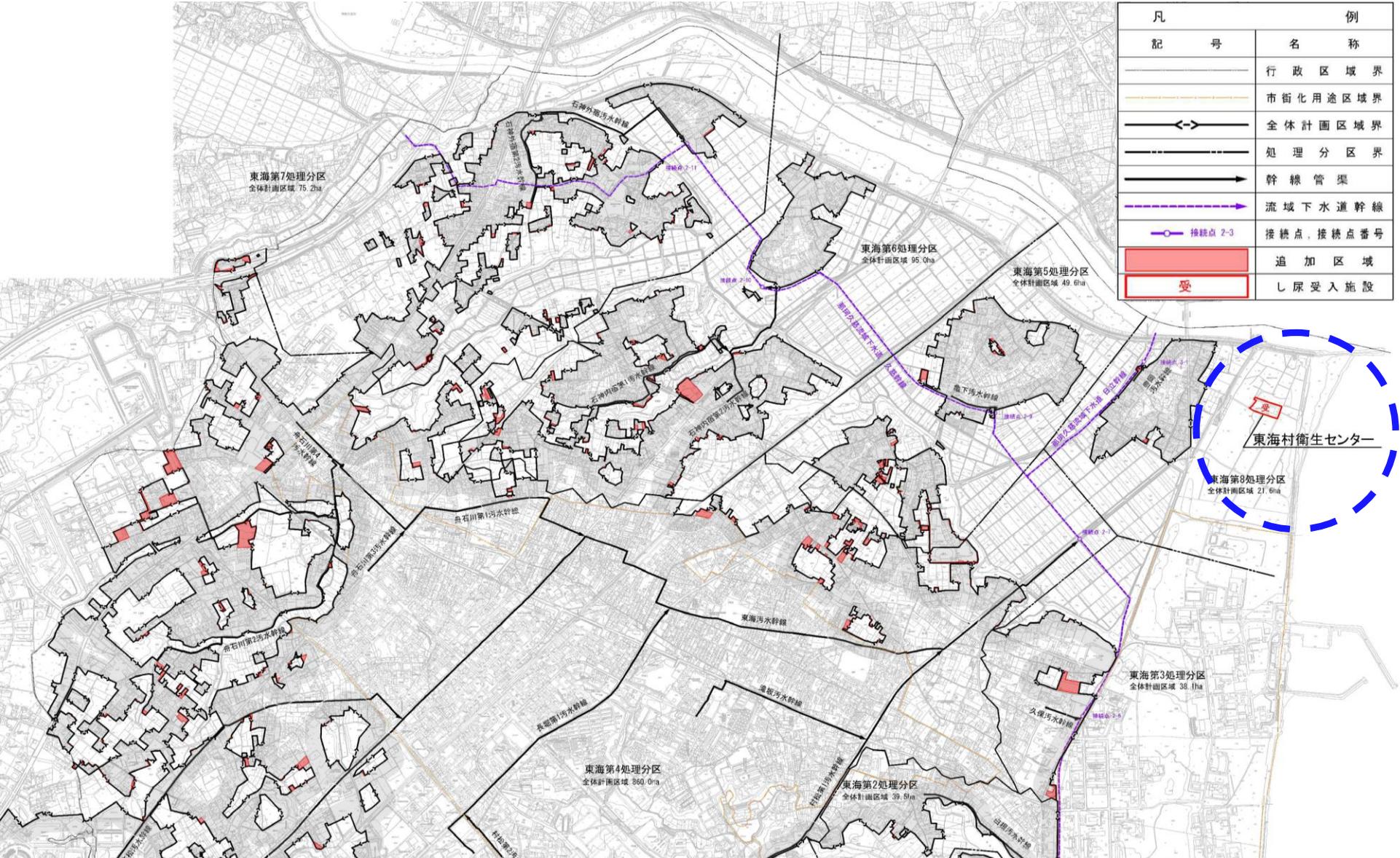
事業認可区域面積: 1,430ha

下法の事業計画を策定し、都市計画事業として下水道事業を開始するには都計法事業認可を受けなければならない【都計法第59条】
事業認可を受ける範囲は、都市計画決定を受け、かつ事業計画で定められた区域のうち5~7年以内に事業着手できる区域が妥当である

⑤R6全体計画の主な変更内容.

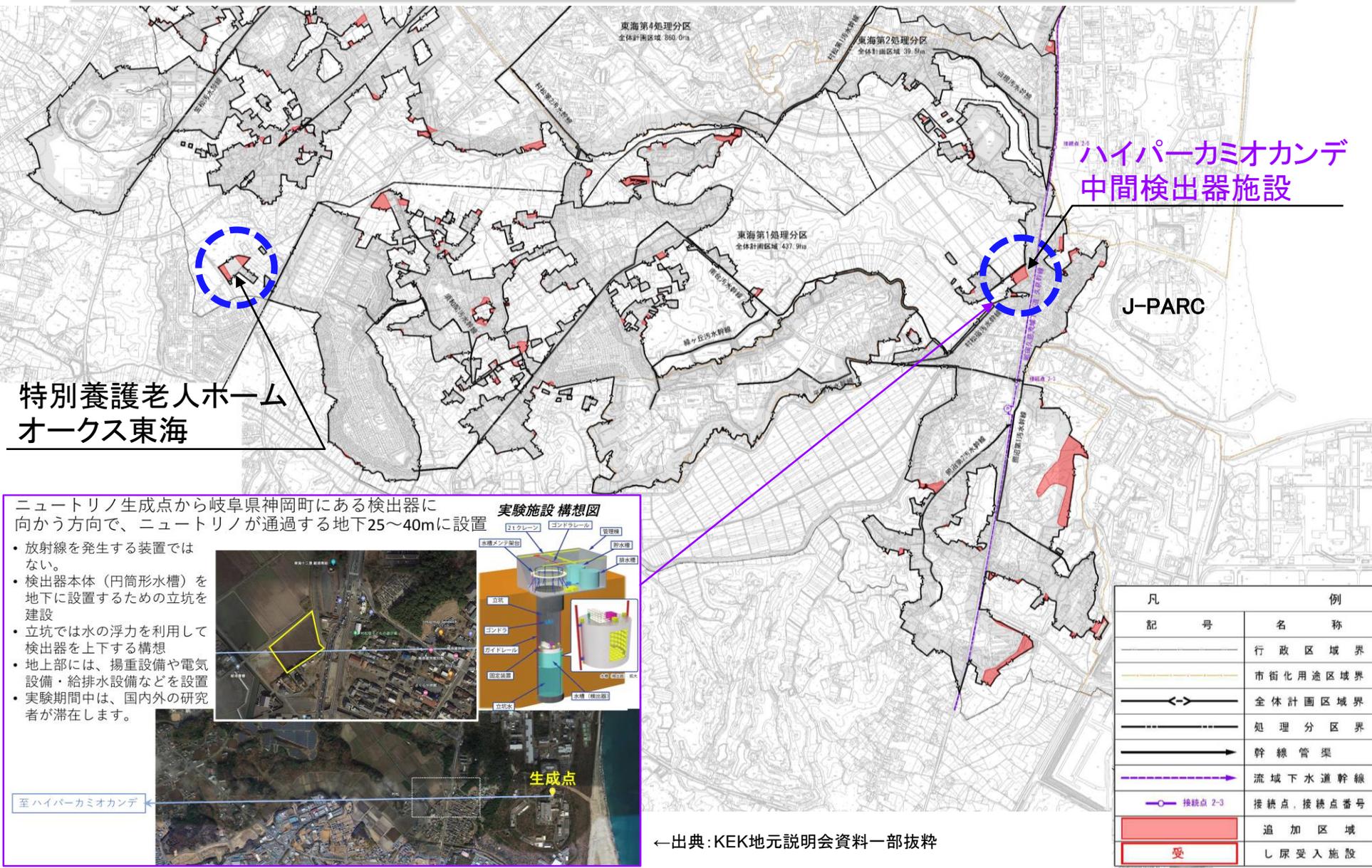


⑥ 下水道計画一般図1/2(村北側)



凡記号	例名称
—	行政区境界
—	市街化用途区境界
—	全体計画区境界
—	処理分区界
→	幹線管渠
→	流域下水道幹線
○	接続点, 接続点番号
■	追加区域
■	し尿受入施設

⑥下水道計画一般図2/2(村南側).



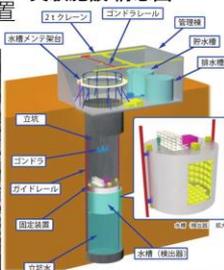
特別養護老人ホーム
オークス東海

ハイパーカミオカンデ
中間検出器施設

J-PARC

ニュートリノ生成点から岐阜県神岡町にある検出器に向かう方向で、ニュートリノが通過する地下25~40mに設置

実験施設構想図



- 放射線が発生する装置ではない。
- 検出器本体（円筒形水槽）を地下に設置するための立坑を建設
- 立坑では水の浮力を利用して検出器を上下する構想
- 地上部には、揚重設備や電気設備・給排水設備などを設置
- 実験期間中は、国内外の研究者が滞在します。



生成点

凡	例
記号	名称
—	行政区境界
—	市街化用途区域界
—	全体計画区域界
—	処理分区界
—	幹線管渠
—	流域下水道幹線
○	接続点、接続点番号
■	追加区域
■	し尿受入施設

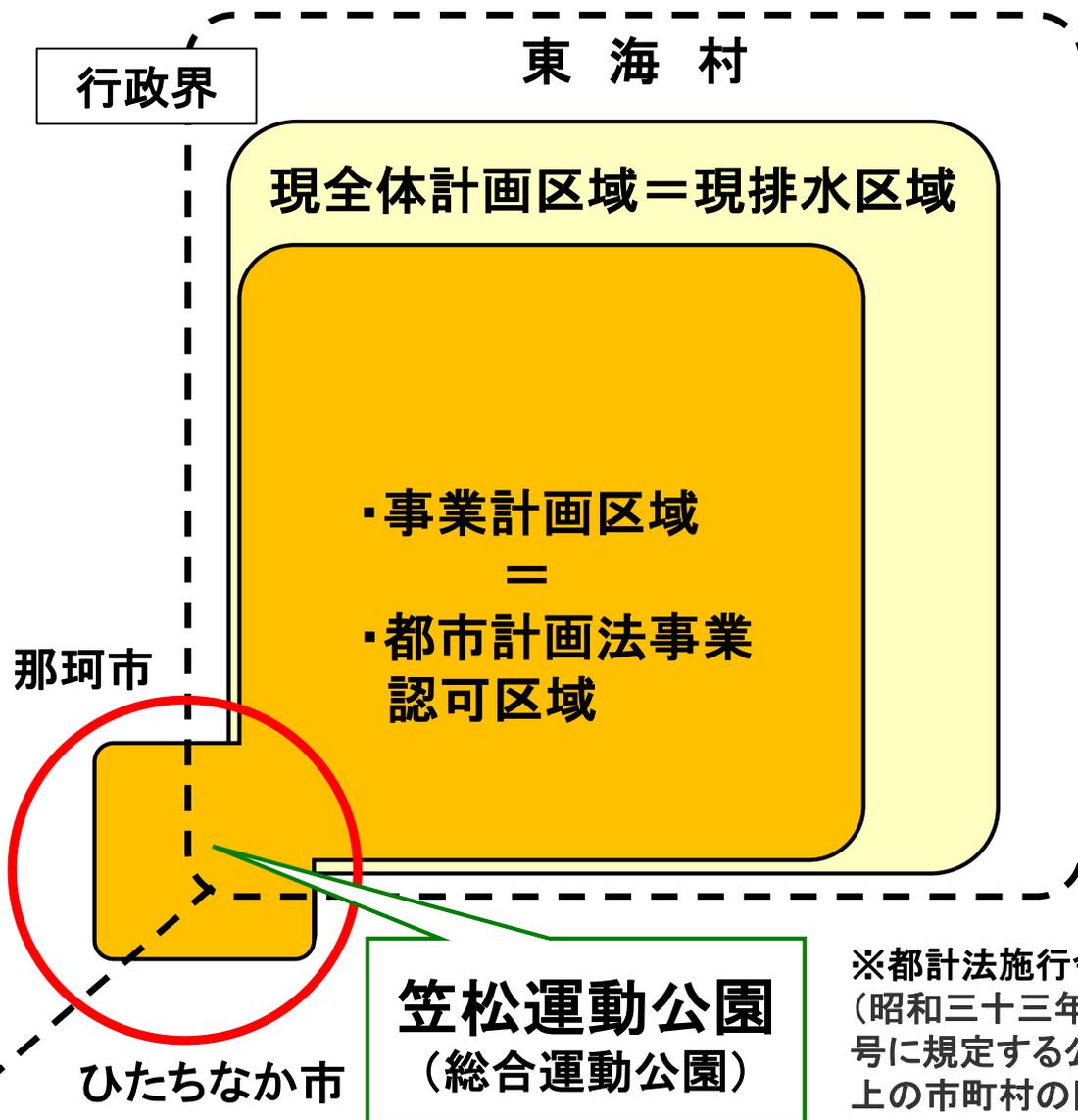
⑦ 下水道都市計画決定(変更)内容

下水道の都市計画決定は下記の1～4が1つのパッケージとなっており、どこかの項目が変更となれば、下水道の都市計画決定(変更)が必要となります。

今回は、東海村衛生センターを下水道施設(し尿受入施設)として定めます。

新(変更後)	旧(変更前)
1 下水道の名称(変更なし) 東海村公共下水道	1 下水道の名称 東海村公共下水道
2 排水区域(変更なし) 汚水:約1,590ha 雨水:約1,730ha	2 排水区域 汚水:約1,590ha 雨水:約1,730ha
3 下水管渠(変更なし) 起点:東海村大字白方字島籠 終点:東海村大字白方字六反田 延長:約900m	3 下水管渠 起点:東海村大字白方字島籠 終点:東海村大字白方字六反田 延長:約900m
4 その他の施設(変更あり) 名称:東海村衛生センター (し尿受入施設) 位置:東海村大字豊岡字向渚 面積:約10,100㎡	4 その他の施設 なし

⑧都市計画決定権者(県・市町村)



下水道都決の注意点！！

本村の下水道における都市計画決定の際は、排水区域(笠松運動公園部)が2市・1村の自治体にわたることから、**茨城県決定の都市計画決定となり、県の都市計画審議会の諮問案件となり、決定告示される。**

※都計法施行令第9条第2項6号 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道で排水区域が二以上の市町村の区域にわたるものに該当



⑨都市計画決定図面(総括図案)

令和四年二月印刷

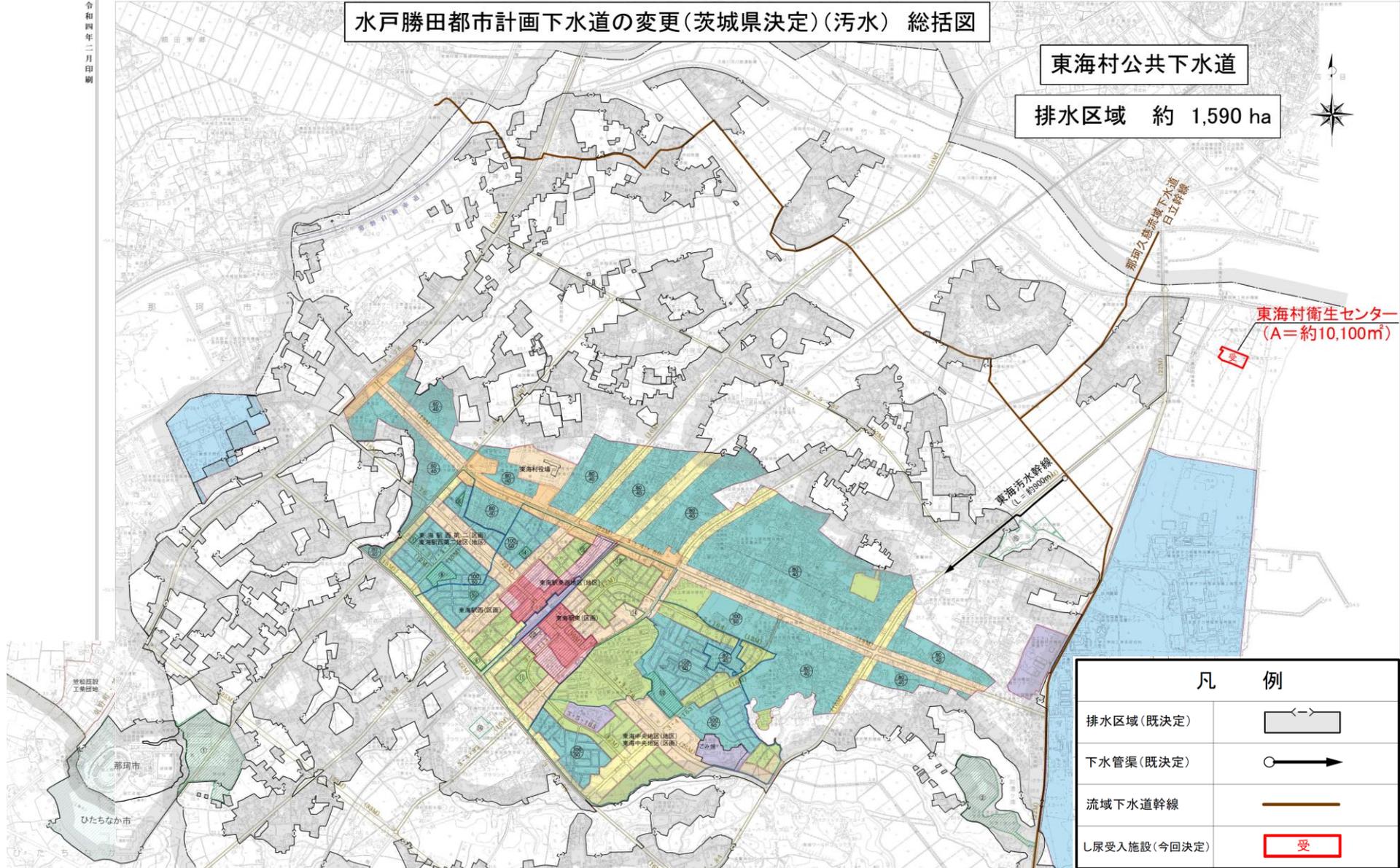
水戸勝田都市計画下水道の変更(茨城県決定)(汚水) 総括図

東海村公共下水道

排水区域 約 1,590 ha

東海村衛生センター
(A=約10,100㎡)

凡 例	
排水区域(既決定)	
下水管渠(既決定)	
流域下水道幹線	
し尿受入施設(今回決定)	



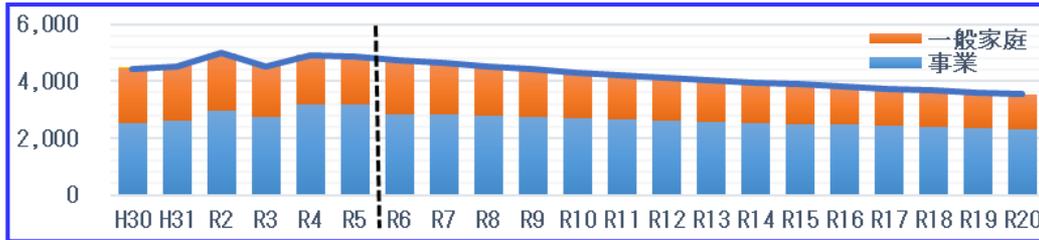
⑩東海村衛生センターの改修工事概要について

1. 背景・目的

- し尿や浄化槽の汚泥処理を目的とし、平成4年3月に竣工（築33年）【一般的な耐用年数は概ね20～30年程度】
 - ・受変電設備の老朽化が著しく、緊急停止のリスクが高まっている。
 - ・計画処理能力が40kl/日に対して、現在の搬入量が13.2kl/日と過少となっている。



2. し尿・浄化槽汚泥 発生量予測



3 改修工事内容

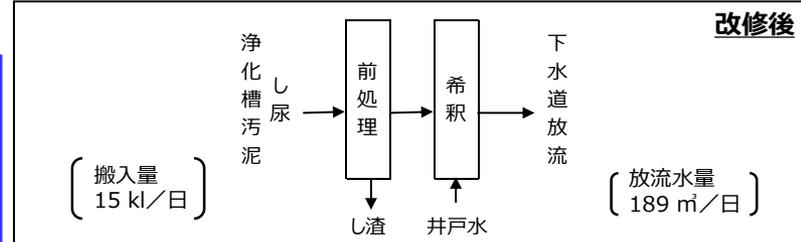
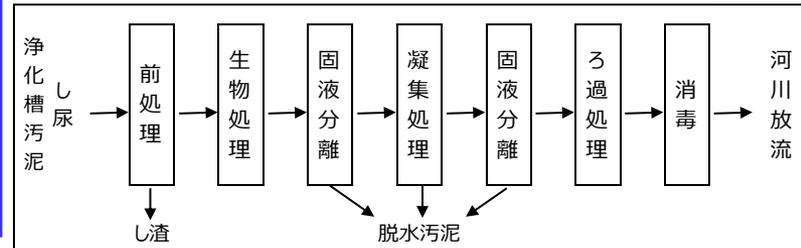
広域化・共同化による生活排水処理及び処理施設整備の効率化と省エネルギー化の観点から、し尿・浄化槽汚泥等を下水道排除基準以下まで希釈し、下水道へと放流する施設（下水道放流施設）として改修する。

下水道放流施設は、河川放流基準を満たすために生物処理に加え高度処理、消毒工程まで行う従来のし尿処理施設と比較し、設備・装置の簡素化を図ることができるため、整備費用及び維持管理費用の削減、設備設置面積等の縮小といったメリットが期待できる。

4. スケジュール

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
自治会説明	⇔					
下水道事業計画変更		⇔⇔				
実施設計			⇔⇔			
工事期間				⇔⇔⇔⇔		
改修後施設の稼働						⇔⇔⇔

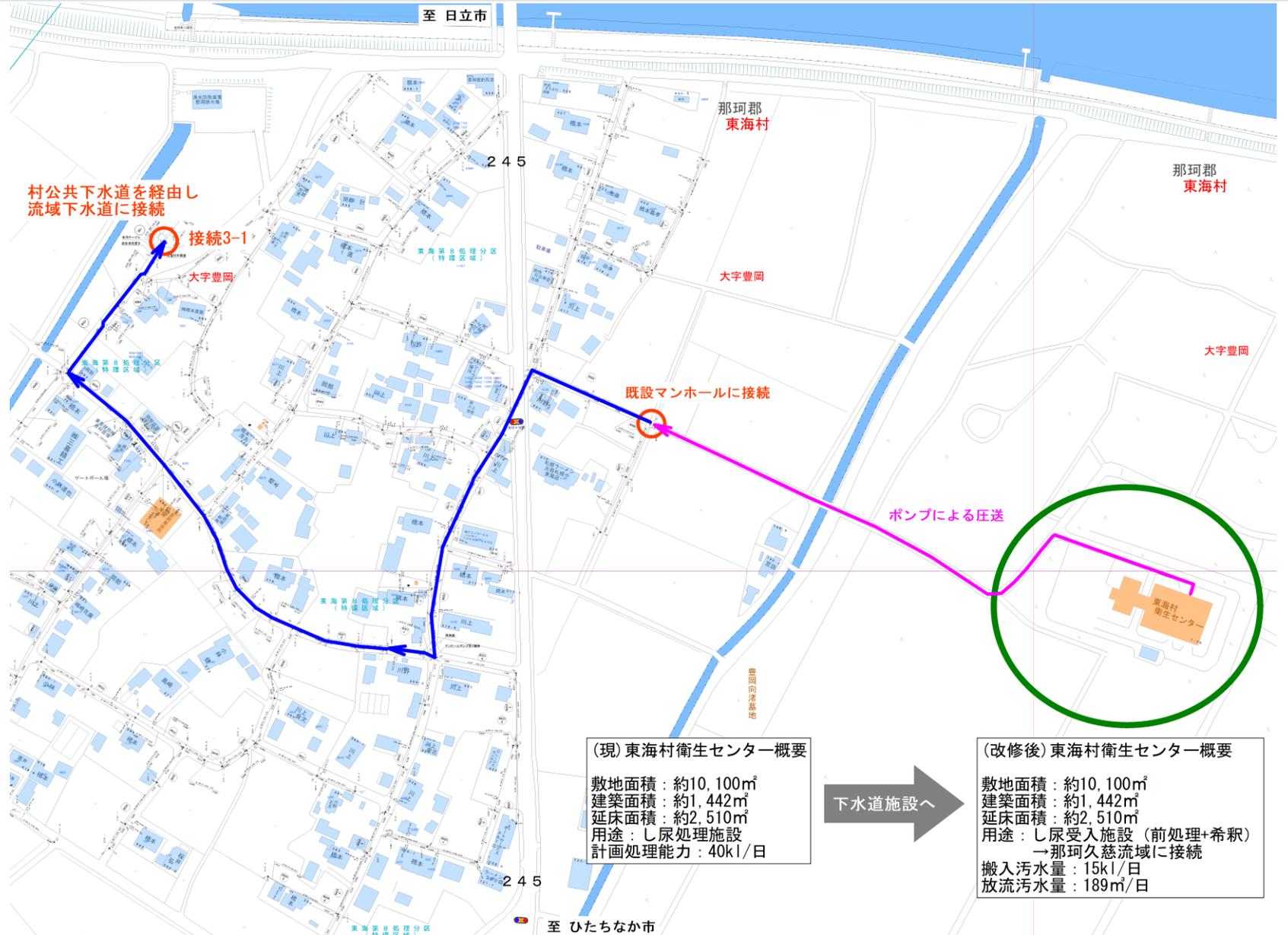
処理フロー



放流経路



⑪那珂川・久慈川流域下水道接続経路図(案)



(現) 東海村衛生センター概要
 敷地面積：約10,100㎡
 建築面積：約1,442㎡
 延床面積：約2,510㎡
 用途：し尿処理施設
 計画処理能力：40kl/日



(改修後) 東海村衛生センター概要
 敷地面積：約10,100㎡
 建築面積：約1,442㎡
 延床面積：約2,510㎡
 用途：し尿受入施設 (前処理+希釈)
 →那珂久慈流域に接続
 搬入汚水量：15kl/日
 放流汚水量：189㎡/日

⑫今後のスケジュールについて.

○全体計画見直しスケジュール(令和6年度)

- ・令和6年度中に計画見直し完了

○都市計画決定スケジュール(令和6年度・7年度)

- ・県下協議中(都決協議のスタート)⇒令和7年2月上旬までに下協議完了
- ・村報にて地元説明会開催のお知らせ(令和7年3月)
- ・地元説明会(令和7年4月21日開催予定)
※地元説明会以降のスケジュールは改めてお知らせいたします。
また、次年度の下水道審議委員になられた方は、本案件について、次年度の審議会でご審議いただくこととなります。

○事業計画及び事業認可図書作成スケジュール(令和7年度)

- ・令和7年度初旬より、事業計画及び都市計画事業認可図書の作成作業に着手し、令和7年度中に計画策定・認可取得いたします。
- ・計画期間としては令和8年度～12年度の5か年計画を作成します。
※こちら、次年度の下水道審議委員になられた方は、次年度の審議会でご審議いただくこととなります。